

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」に関するパブリックコメント 手続を実施します。

現在、国において健康増進法改正案が国会に提出され、多数の者が利用する施設において「望まない受動喫煙」を防止するための規制が図られる見込みです。しかし、同法では、既存の小規模飲食店については喫煙可能とすることもできるとされ、飲食店の多くが喫煙可能となりうると推計しています。

そこで、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年者や飲食店の従業員を受動喫煙から保護する必要があることから、健康増進法改正案に本市独自の規制を加えることにより、市民の受動喫煙を防止するための条例を制定するものです。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

健康企画課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下の URL からご覧ください。

(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成30年7月13日（金）～8月13日（月）（必着）

・募集方法

「千葉市受動喫煙防止条例（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

・提出先

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所健康企画課
- 2 F A X：043-245-5554
- 3 電子メール：kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：健康企画課（市役所1階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成30年8月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

【お問い合わせ先】

千葉市保健福祉局健康部健康企画課

電 話：043-245-5201

F A X：043-245-5554

電子メール：kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp